

## 関西電力による使用済み核燃料の搬出計画への対応に関する要望・意見書(案)

関西電力は6月12日、高浜原子力発電所で保管する使用済みMOX燃料・核燃料の一部をフランスで再処理する計画を福井県に説明し、「県外に搬出されるという意味で中間貯蔵と同等の意義がある。県との約束は果たされた」との認識を示した。

この計画に対し、西村経済産業大臣は19日「使用済み核燃料の県外搬出という意味で、中間貯蔵と同等の意義があると考えている。中間貯蔵施設の計画地点確定は果たされたと評価できる」と発言され、県との約束を果たしたとする関西電力の見解を追認する認識を示された。

今回関西電力が搬出を計画する使用済み燃料は200tで、同社が福井県内に保有する使用済み燃料の5%に過ぎない。95%の使用済み燃料をどうするか、計画地点も示さないまま「約束を果たした」とする同社の説明は契約履行の観点から見てもおよそ成り立つものではなく、福井県民の同社に対する信頼も大きく毀損しかねない発言だ。

経済産業大臣や同省、資源エネルギー庁におかれては、安心・安全を求める立地地域の県民感情、また国策に協力してきた福井県の歴史に十分に配慮され、5%の搬出で約束を果たしたとする関西電力の見解を安易に追認されることがないよう、留意をいただきたい。また中間貯蔵施設の課題を事業者任せにすることなく、国としてより主体的に取り組むよう要望させていただくものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月 日

福井県議会